

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、心身ともに健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。特に、義務教育においてはその水準の維持、向上が大きな課題であり、その責務も国民にあるものです。

現在、国の制度においては小学校1・2年生で35人学級が実施されており、以前より一人一人の子どもに対してきめ細やかな対応ができるようになりました。しかし、いじめや不登校の問題を始めとして、日本語指導や特別な支援等が必要な子どもの増加、経済的困窮による教育格差の拡大等、教育の場における課題は多様化と深刻化を見せています。これらの課題に対応するためには、少人数学級のさらなる推進が必要であり、そのための財政基盤として、義務教育費国庫負担制度は重要な制度です。

平成18年4月より、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、地方自治体の財政は圧迫され、非正規教職員が増大する等、教育条件の地域間格差が広がっています。全国のすべての子どもたちが一定水準の教育を受けられることは、憲法においても明白に保障されているものです。

子どもの学ぶ意欲や主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための教育条件整備は必要不可欠です。よって、次の措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 学級編制標準を引き下げ、35人学級の制度化を早期に実現すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 様